

国際文化学部鹿毛敏夫教授の 「近衛前久～「天下」の文言を用い大名仲裁～」が掲載

●大分合同新聞朝刊 2021年10月29日(金)

15、16世紀の日本列島に群雄割拠した戦国大名が、自らの支配対象領域を「国家」と認識していた事実は、多くの先史によつて指摘されています。

現代人からすると、戦国大名の領国は、政治権力が分散化した時代の地域的分権の一つにすぎません。しかしながら、自らの主権が及ぶ領域（領土・領海・領民）を他領と分けて防衛し、簡易な法に基づく行政・裁判・徴税機構を組織し、公儀に基づく社会基盤の整備に努めた為政意識から、中世後期日本社会における「地域国家」の成立と存在を積極的に評価することができます。

そして、その戦国大名の「地域国家」を統べる概念として、16世紀後半期に使われた文言に、「天下」があります。例えば、天正9（1581）年に薩摩の島津義久に宛てて、近衛前久が出した次の書状は、戦国大名「國家」と「天下」の関係について

大友時代を 生きた人々

鹿毛 敏夫



の当時の人々の考え方を如実に示すものです。

「好便の条啓せしめ候、よつて去年豊薩西国和睦の事、御朱印をもつて申し下さるるの上は、たゞえ御存分候と雖も、意趣を差し置かれ、無事の段然べく候、その故は、芸州に至り圖らず行に及ばるべき由に候の間、相滞るに於いては、併せて天下に對され支えたるべく候の条、御分別專一に候」（「島津家文書」）

近衛前久は、天文5（1536）年生まれの京都の貴族で、左大臣・關白の高位官職を得、後水尾天皇の外祖父にもなった人物です。織田信長とも親交を深め、晩年にはかつて足利義政の持仮堂だった慈照寺東求堂に隠棲したといわれます。

九州で数年来の対立を続ける島津義久と大友義鎮（宗麟）に対

し、信長は「去年」（天文8年の8月に、「豊薩西国和睦」を勧告します。「たゞえ御存分候と雖も：」の部分は、信長の和睦勧告を順守し、これ以上軍事行動を拡大するべきではないとする、島津義久に対する近衛前久の強いメッセージといえます。

天文9年段階の織田政権は、畿内をほぼ抑え、中国地方の毛利輝元との抗争を繰り広げた時期です。そこで前久は、書状後半部分で、「芸州」（安芸の毛利輝元）攻略が継続していることには、「天下」にとつての支障になるので、勧告に従つて和睦せよとうづつています。

近衛前久書状での「天下」の文言は、九州を「分して対立する大友氏の「国家」と島津氏の「国家」の軍事力行使権を停止させ、二つの「地域国家」の主権主張に優越する概念として使われているのです。

「天下」の文言を用い大名仲裁



晩年の近衛前久が隠棲したといわれる慈照寺東求堂（京都市）

部教授

（名古屋学院大学国際文化学

II月1回掲載